

## Ⅲ 補償の内容

### 1. 保険金をお支払いする場合

- ① 被保険者▶<sup>1</sup>が日本国内において行う**社会教育活動▶<sup>2</sup>**
- ② 上記①を行うために被保険者が所有、使用または管理する動産

に起因して**補償期間中**（P.5 IV 補償期間をご覧ください。）に発生した**事故▶<sup>3</sup>**について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

### 2. 支払限度額および免責金額

1事故に対し、次の金額を限度にお支払いします。  
 なお、対人賠償、対物賠償それぞれ1事故に対し、**免責金額▶<sup>6</sup>**は**3万円**となります。


対人賠償、対物賠償合算：1事故**5億円**  
 ただし、対人賠償は 1人 **1億円**

対象となる事故の例



被保険者が運営する競技大会での落雷事故により、参加者が傷害を負い、雷鳴を認識しながら大会を中断しなかったとして被保険者が損害賠償責任を負う場合

### 3. お支払対象となる損害▶<sup>4</sup>および保険金のお支払方法

お支払対象となる損害	保険金のお支払方法
<p><b>法律上の損害賠償金</b>                      法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う治療費や修理費等の損害賠償金</p> <p>法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要となります。</p>  <p>(例) 被害者が治療に要した治療費</p>	<p>法律上の損害賠償金から免責金額3万円を差し引いた額に対して、支払限度額の範囲で保険金をお支払いします。</p> $\text{お支払いする保険金} = \text{法律上の損害賠償金} - \text{免責金額 3万円}$
<p><b>その他費用</b></p> <p>①<b>争訟費用</b>                      損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が東京海上日動の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）</p> <p>②<b>損害防止軽減費用</b>                      事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用</p> <p>③<b>緊急措置費用</b>                      事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>④<b>協力費用</b>                      被保険者が東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用</p>	<p>原則としてそれぞれの費用の金額がお支払対象となります。（支払限度額は適用されません。）</p> <p>ただし、「法律上の損害賠償金」が支払限度額を上回る場合は、「①争訟費用」は下記の式に従ってお支払いします。</p> $\text{お支払いする保険金} = \text{①争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金}}$

#### 他の保険契約等がある場合の取扱い

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。  
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、上記の補償内容に基づいて保険金が支払われます。  
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を損害額から差し引いた残額に対し、上記の補償内容に基づいて保険金が支払われます。

#### ▶用語解説

- ▶**免責金額** お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

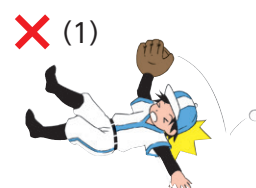
## 4. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。

### (1) 法律上の損害賠償責任が被保険者でない場合

被保険者に注意義務または回避義務が発生しない事故や、被保険者が予見することができない事故については、被保険者は法律上の損害賠償責任を負わないものと考えられます。

**スポーツ活動中などの場合、スポーツそのものが多少の危険を伴っており、例えルールを守っていても不可避免的に起こる事故は、活動の運営を行う被保険者には法律上の損害賠償責任が生じないとするのが一般的です。**



× (1)  
(例) 被保険者が主催する野球大会中、ボールを取り損ねた選手がケガをした。

### (2) 社会教育活動以外の事業の遂行に起因した損害

被保険者が社会教育活動以外の事業も実施している場合には、当該事業で発生した損害は補償の対象となりません。

(例) 学童保育事業と病院経営を行う社会福祉法人の場合、学童保育事業の遂行に起因する損害に対しては保険金をお支払いしますが、病院経営に起因する損害に対しては保険金をお支払いできません。



### (3) 次にあげる事由により生じた損害

① 被保険者の故意

② **自動車**（自動二輪車、原動機付自転車を含みます。）、航空機（グライダー、飛行船、モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含みます。）、船舶（人力または風力を原動力とするものを除きます。）、昇降機（もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます。）の所有、使用または管理

③ 被保険者が所有、使用、または管理する不動産もしくはその従物たる動産

**注意** 施設の所有や管理を行っている法人は特にご注意ください。既に損害保険会社との間で施設賠償責任保険を契約している場合には、その保険契約にて「スポーツ・文化法人責任保険」が補償する業務遂行リスクが補償されている可能性があります。ご加入に際し十分お調べください。

④ 販売した商品、提供した飲食物を原因とする食中毒その他の事故

**注意** おやつを提供を行う学童保育や、炊出しを行う災害支援の運営を行う法人は特にご注意ください。

⑤ 学校または保育所の管理下における活動に起因する損害

⑥ 危険度の高いスポーツの運営、指導、監督または引率

⑦ 社会教育活動終了後に、その業務の結果に起因して発生した事故

⑧ 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気または水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ水

⑨ 建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み

⑩ 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故

⑪ 医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為

⑫ 汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。）

⑬ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、高潮

⑭ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任

⑮ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物の正当な権利者に対して負担する賠償責任（ただし、被保険者が練習・合宿等の目的で一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等およびその従物たる畳または建具等の動産を含まないものとします。）

⑯ 被保険者の使用人が、業務中に被った身体の障害

⑰ 狩猟

⑱ 排水または排気（煙を含みます。）

⑲ 日本国外で行う社会教育活動

⑳ 補償期間外に発生した事故

× (3) ②



× (3) ③



× (3) ④



など